Tier2資本に係る基礎項目の額　（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額　（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額　（（チ）－（リ））（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計　（（ト）＋（ヌ））（ル）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
自己資本比率				
普通株式等Tier1比率　（（ハ）／（ヲ））	%		%	
Tier1比率　（（ト）／（ヲ））	%		%	
総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

別紙様式第三号の二第４の表記載上の注意８中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第五号第１の３の〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕の表及び〔国内基準に係る連結自己資本比率〕の表並びに同様式第２の２の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

別紙様式第五号第２の３(1)の表中

「
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）
中間純利益（又は中間純損失）

×××
×××
×××
」を「

中間純利益（又は中間純損失）
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）

×××
×××
×××
」に改める。

別紙様式第五号第２の３(1)の表記載上の注意１(1)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額（」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額（」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改め、同記載上の注意１(2)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改める。

別紙様式第五号第２の３(2)中間連結包括利益計算書の表中「

少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）
少数株主利益（又は少数株主損失）

×××
×××
」を「

中間純利益（又は中間純損失）

×××
」に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。